

(写)

高松市監査委員告示第4号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年1月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西	均	
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成23年度

監査テーマ 高松市のライフインフラとしての福祉

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	意見	精神疾患者に対する自立支援の促進について	P208	健康福祉局	生活福祉第一課	R7.12.25
2	意見	生活保護世帯の世帯認定や収入認定を行った場合の児童扶養手当担当部門との連携について	P224			

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ2 高松市の関連諸団体

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
3	意見	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松市交通安全都市推進協議会）	P145、P155	市民局	くらし安全安心課	R8.1.6
4	意見	見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（高松市交通安全都市推進協議会）	P145、P155			
5	意見	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松市交通安全母の会連絡協議会）	P145、P157			
6	意見	見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（高松市交通安全母の会連絡協議会）	P145、P157			

監査実施年度 令和元年度

監査テーマ1 高松市の外国籍の方に関連する政策

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
7	意見	在留資格別の情報管理について	P57	健康福祉局	生活福祉第一課	R7.12.25

監査実施年度 令和2年度

監査テーマ 持続可能な財政運営

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
8	意見	高松駅前広場等の駐車場の指定管理方法についての県との再協議を検討することについて	P77	都市整備局	交通政策課	R7.12.18

監査実施年度 令和6年度

監査テーマ 使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
9	指摘	業務マニュアルが未作成であったことについて	P183	健康福祉局	こども未来館	R7.12.16
10	意見	稼働率が低く、積極的な活用取組がなされていないことについて	P184			

※ 指摘 ・・・ 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 ・・・ 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	平成23年度／高松市のライフィンフラとしての福祉	
区分	意見	
意見の項目	精神疾患者に対する自立支援の促進について	
意見の内容	<p>グループホームなどの特別基準については、通常の住宅管理を超える管理が精神疾患者に対して必要とされることから認められている。精神の入院者については、退院後の居場所を十分確保できていないことが長期入院の状況を固定化している大きな要因の一つと考えられ、グループホームなどはこの問題に正面から対応し、精神による生活保護受給者の自立支援に大きくつながる取り組みと言える。この活動を現実に担っている2団体や病院、県などの関係機関とさらに連携を強化するなどにより、自立支援を促進することが強く望まれる。</p>	
報告書該当ページ	P208	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年12月25日
所管課等	健康福祉局 生活福祉第一課
措置結果	本件意見に係る精神疾患による入院者については、監査結果報告を受けて以降、退院後の居場所を確保するため、県の関係機関や市障かい者基幹相談支援センター、自立支援医療機関等のソーシャルワーカーやケアマネージャーなどと、更に連携を強化し、入院者が、退院後、安定した生活を送ることができるグループホームなどへの入居につながるよう支援を行うとともに、生活・自立支援に向けた相談や助言、情報提供などの取組を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	平成23年度／高松市のライフィンフラとしての福祉	
区分	意見	
意見の項目	生活保護世帯の世帯認定や収入認定を行った場合の児童扶養手当担当部門との連携について	
意見の内容	生活保護担当部署では、児童扶養手当の有無が収入認定で確認できる。世帯認定や収入認定を行った場合に児童扶養手当担当部署に連絡するという連携をとることが望まれる。	
報告書該当ページ	P224	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年12月25日
所管課等	健康福祉局 生活福祉第一課
措置結果	本件意見については、令和7年11月から、生活保護受給世帯における世帯員の認定や収入の状況について確認できる資料を、毎月、児童扶養手当担当部署に提供し、連携を図っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松市交通安全都市推進協議会）	
意見の内容	<p>団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規程化が望まれる。また、見積合せを行う金額の水準は、団体の規模が小さいことから考えると、市よりも低い金額水準とすることが望まれる。</p> <p>また、10万円など、一定額以上の支払いが予定される場合、契約（発注）以前に承認を得る制度とすることが望まれる。</p>	
報告書該当ページ	P145、P155	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年1月6日
所管課等	市民局 くらし安全安心課
措置結果	本件意見については、令和6年4月に高松市交通安全都市推進協議会処務規程を改正し、契約事務においては、原則として、複数業者による見積合せを行うこととしたほか、物品購入においては、発注簿により決裁を受けた後に、発注及び支出命令を行うなど、本市に準拠した事務処理を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（高松市交通安全都市推進協議会）	
意見の内容	<p>見積合せを原則とするとともに、一定額以上のものは市と同様の厳格な入札手続きをとる必要がある。特に、市の補助金による事業では、前記のとおり、厳格に実施される必要がある。</p> <p>また、入札しているにもかかわらず、毎年（3年以上程度）単数の入札者しかいなかつたり、同一者が落札しているような場合は、その原因を調査することが望まれる。</p>	
報告書該当ページ	P145、P155	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年1月6日
所管課等	市民局 くらし安全安心課
措置結果	本件意見については、令和6年4月に高松市交通安全都市推進協議会処務規程を改正し、会計の取扱いについて必要な事項は、本市に準拠することとし、契約事務においては、原則として、複数業者による見積合せを行うこととした。 また、一定額以上のものは、本市に準拠した入札手続を行うこととし、形式的な競争とならないようにしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意 見	
意見の項目	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松市交通安全母の会連絡協議会）	
意見の内容	<p>団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規程化が望まれる。また、見積合せを行う金額の水準は、団体の規模が小さいことから考えると、市よりも低い金額水準とすることが望まれる。</p> <p>また、10万円など、一定額以上の支払いが予定される場合、契約（発注）以前に承認を得る制度とすることが望まれる。</p>	
報告書該当ページ	P145、P157	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年1月6日
所管課等	市民局 くらし安全安心課
措置結果	本件意見については、令和6年4月に高松市交通安全母の会連絡協議会処務規程を改正し、契約事務においては、原則として、複数業者による見積合せを行うこととしたほか、物品購入においては、発注簿により決裁を受けた後に、発注及び支出命令を行うなど、本市に準拠した事務処理を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（高松市交通安全母の会連絡協議会）	
意見の内容	<p>見積合せを原則とするとともに、一定額以上のものは市と同様の厳格な入札手続きをとる必要がある。特に、市の補助金による事業では、前記のとおり、厳格に実施される必要がある。</p> <p>また、入札しているにもかかわらず、毎年（3年以上程度）単数の入札者しかいなかつたり、同一者が落札しているような場合は、その原因を調査することが望まれる。</p>	
報告書該当ページ	P145、P157	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年1月6日
所管課等	市民局 くらし安全安心課
措置結果	本件意見については、令和6年4月に高松市交通安全母の会連絡協議会処務規程を改正し、会計の取扱いについて必要な事項は、本市に準拠することとし、契約事務においては、原則として、複数業者による見積合せを行うこととした。 また、一定額以上のものは、本市に準拠した入札手続を行うこととし、形式的な競争とならないようにしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策	
区分	意見	
意見の項目	在留資格別の情報管理について	
意見の内容	在留資格別に情報を管理することが望まれる。	
報告書該当ページ	P57	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年12月25日
所管課等	健康福祉局 生活福祉第一課
措置結果	本件意見については、令和7年11月から、外国籍の被保護者について、在留カード等で在留資格を確認した上で、在留資格別のリストを作成し、情報を管理している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区分	意 見	
意見の項目	高松駅前広場等の駐車場の指定管理方法についての県との再協議を検討することについて	
意見の内容	高松駅前広場等の1者の指定管理者が管理している施設に関し、次回の応募までに、他の事業者等が応募可能な状況にできる方策がないか、再度県との協議を行うことについて検討することが望まれる。	
報告書該当ページ	P77	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年12月18日
所管課等	都市整備局 交通政策課
措置結果	<p>本件意見については、令和6年12月から7年3月までの間、香川県と連携し、現指定管理者以外の駐車場管理事業者に対し、高松駅前広場地下駐車場を含むサンポート高松「公の施設」の管理受託の可否について聞き取りを行った結果、応募は可能であるが、当該施設の管理は、駐車場の運営のみでなく、本施設を含む香川県管理の多目的広場等の設備管理を含むため、駐車場管理事業者のみでは対応が困難であり、サンポート高松内の市及び県の公の施設を合わせて管理することによって、人件費等の削減に有効であることが確認された。</p> <p>このため、7年度に実施したサンポート高松「公の施設」指定管理者の募集については、前回と同様の募集要項に基づき公募を実施し、提出書類の確認及びプレゼンテーションの評価により、総合的に適切と判断された事業者を選定した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	令和6年度／使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について
区分	指 摘
指 摘 の 項 目	業務マニュアルが未作成であったことについて
指 摘 の 内 容	当該施設では現金のほか振込による料金収受を行っている。特に、現金の取扱いなどを整理したマニュアルが作成されていない点については、職員による不正・横領や利用者とのトラブル発生のリスクが高いと考えられるため、早急に業務マニュアルの作成を行るべきである。
報告書該当ページ	P183

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年12月16日
所管課等	健康福祉局 こども未来館
措置結果	本件指摘事項については、令和7年4月に、多目的室等の使用許可に係る業務マニュアルを新規に作成し、使用許可や使用料収受に係る事務処理を適切に遂行している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／監査テーマ	令和6年度／使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	
区分	意見	
意見の項目	稼働率が低く、積極的な活用取組がなされていないことについて	
意見の内容	<p>稼働率向上の一例として以下のような取組が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・多目的室等使用料 これまで開催されたイベント実績をホームページに掲載するなど、どういったことに利用できるのかをイメージしやすいように情報を充実させるべきである。また、その情報を市の広報誌などに掲載し、利用できることをまずは認知してもらうことが考えられる。・その他の利用 多目的室の利用から他の館内施設の利用者を増やすことを目的に、スペースを有効活用すべきである。部門横断的にアイデアを募集し、施設全体で利用アイデアを考えることが望ましい。（例：近隣教育機関と連携して児童の制作物の展示、自習室としての開放など）	
報告書該当ページ	P184	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年12月16日
所管課等	健康福祉局 こども未来館
措置結果	本件意見については、令和7年12月から、本市ホームページにおいて、多目的室を市民に貸出しできることに加え、同室を利用したイベントの実施状況を掲載し、活用事例を広く周知することにより、市民の積極的な利用を促すなど、稼働率向上を図っている。